

大通達甲（警務）第12号  
令和3年3月31日

|      |        |
|------|--------|
| 簿冊名  | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年     |

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

警 務 部 長

#### 職員の配偶者同行休業の取扱いについて（通達）

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6に規定する配偶者同行休業（以下「休業」という。）の取扱いについては、「職員の配偶者同行休業の取扱いについて」（平成26年4月1日付け大通達甲（警務）第5号）により行っているところであるが、この度、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、令和3年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

#### 記

##### 1 制度の趣旨

配偶者同行休業制度は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員から申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認められるときに、3年を超えない範囲内で、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とするための休業を承認するものである。

##### 2 休業の承認要件等

- 休業の対象となる職員は、原則として次の要件をいずれも満たす者とする。
  - 職員として在職期間が2年以上であること。
  - 休業の請求の時点において、職務に復帰した後、おおむね5年程度在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。
  - 以前に休業をしたことがある場合には、前回の休業から職務に復帰した後おおむね5年程度職務に従事した期間があること。
- 承認に当たっての公務の運営の支障の有無は、休業の申請に係る期間についての当該申請をした職員の業務内容及び業務量、業務分担の変更、配置転換、代替の臨時的任用職員の採用等、当該申請をした職員の業務を処理するための措置の可否等から総合的に判断するものとする。
- 休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（以下「配偶者外国滞在事由」という。）は、次のとおりとする。

ア 外国での勤務

配偶者が法人その他の団体に所属して外国において勤務することをいい、報酬の有無は問わない。

イ 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの  
例えば、次に掲げる活動がこれに当たる。

(ア) 法律、医療等の専門的知識や技能が必要とされる業務に従事する活動

(イ) 報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

(ウ) 音楽、美術、文学その他の芸術上の活動

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前記(ア)及び(イ)に該当するものを除く。）

### 3 休業の期間

(1) 休業の期間は、3年以内とする。

(2) 休業の対象となる期間は、職員が前記2(3)に掲げる事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と共に当該外国に滞在する連続する一の期間（往復に要する日数を含む。）とする。ただし、休業に必要な最小限の準備期間として、転居に必要な期間を休業の期間に加えることができる。

(3) 休業の期間の延長は、原則として1回に限るものとされている。

なお、法第26条の6第3項の「条例で定める特別の事情」については、国家公務員同様、現時点では定められていない。

### 4 申請手続等

(1) 休業の承認の申請をしようとする職員は、休業取得の希望についてできる限り早期に所属長等と相談するとともに、次に掲げる書類を休業を始めようとする日の1月前までに所属長に提出するものとする。

なお、休業の申請時に後記イの書類の提出が間に合わない場合は、休業の開始日前までに所属長に提出するものとする。

#### ア 申請書等

(ア) 配偶者同行休業承認（期間延長）申請書（第1号様式）

(イ) 配偶者同行休業承認申請に係る申出書（第2号様式）

#### イ 申請に係る証明書類

(ア) 配偶者外国滞在事由及び期間が確認できる書類

赴任の辞令、在留許可（査証）の写し等

(イ) 外国滞在中の住所又は居所が確認できる書類

転居に係る書類、外国における郵便物、在留届の写し等

(2) 所属長は、前記(1)により提出された書類に、配偶者同行休業承認（期間延長）申請に係る所属長意見書（第3号様式）を添付の上、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長に提出するものとする。

(3) 前記(1)及び(2)の規定は、休業期間の延長の承認の申請手続について準用する。この場

合においては、配偶者同行休業承認申請に係る申出書の提出は不要とし、申請に係る証明書類は、申請内容の確認に必要な書類のみを提出するものとする。

- (4) 以前に休業を取得した職員が、再度休業の承認を申請しようとする場合には、原則として前回の休業から、おおむね5年の在職期間が必要とされている。ただし、次に掲げる場合であって、その申請期間が前回の休業の申請期間の範囲内であるときは、この限りでない。

ア 休業の承認が職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年大分県条例第4号。以下「条例」という。）第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡した場合

イ 休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合

ウ 休業の承認が職員の長期の入院等のやむを得ない理由により当該職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、生活を共にすることができる状態になった場合

## 5 失効、取消等

- (1) 休業中の職員は、次の事由のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに配偶者同行休業失効・終了届（第4号様式）を所属長に提出するものとする。

ア 失効事由

(ア) 配偶者が死亡した場合

(イ) 職員と配偶者とが離婚した場合（当該配偶者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員にあっては、当該事情が解消した場合）

(ウ) 休業に係る配偶者と生活を共にしなくなる場合（職員と配偶者とが同居しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること。）

イ 取消事由

(ア) 配偶者が外国に滞在しないこととなる場合

(イ) 配偶者が外国に滞在する事由が、条例第4条に規定する配偶者外国滞在事由に該当しないこととなる場合

(ウ) 産前産後休暇を取得する場合

(エ) 育児休業を行う場合

ウ その他

職務への復帰を希望する等の場合

- (2) 所属長は、前記(1)により提出された配偶者同行休業失効・終了届を警務課長を経由して警察本部長に提出するものとする。

- (3) 法第26条の6第5項の規定により、休業の承認は、当該休業中の職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。また、条例第7条各号に規定する取消事由に該当する場合は、当該取消事由が生じた日以後の休業の承認を取り消すものとする。

## 6 報告、連絡等

(1) 休業中の職員は、次の事由のいずれかが変更することとなった場合には、速やかに配偶者同行休業状況変更届（第5号様式）を所属長に提出するものとする。

ア 配偶者の氏名又は職業

イ 配偶者外国滞在事由又は配偶者外国滞在事由の継続する期間（ただし、配偶者外国滞在事由の変更の場合、当該変更後の事由は引き続き条例第4条に規定する配偶者外国滞在事由に該当し、かつ、6月以上にわたり継続するものとする。）

ウ 職員及び配偶者の外国滞在中の住所又は居所

(2) 所属長は、前記(1)により提出された配偶者同行休業状況変更届を警務課長を経由して警察本部長に提出するものとする。

(3) 所属長は、休業中の職員に対して定期的（半年に1回程度）に連絡を取り、十分な意思疎通を図るものとする。

(警務課企画係)

(警務課人事係)

配偶者同行休業承認（期間延長）申請書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

(申請者)  
所 属  
職  
氏 名

下記のとおり配偶者同行休業の承認（期間延長）を申請します。

|                            |  |                 |
|----------------------------|--|-----------------|
| 1 申請の区分<br>(□にレ印を記入)       | <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2～4及び7に記入）<br><input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入） |                 |
| 2 申請に係る配偶者                 | 氏 名  |                 |
|                            | 職 業  |                 |
|                            | 申請時の所属先の名称<br>(所在地)  | ( )             |
|                            | 外国滞在事由   |                 |
|                            | 外国滞在中の所属先の名称<br>(所在地)  | ( )             |
|                            | 外国滞在事由の<br>継続する期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 3 職員及び配偶者の<br>外国滞在中の住所(居所) |  |                 |
| 4 申請期間                     | 年 月 日から 年 月 日まで  |                 |
| 5 延長の期間                    | 年 月 日から 年 月 日まで  |                 |
|                            | 既に配偶者同行休業<br>をしている期間   | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 備 考                      |  |                 |

- (注) ① この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類及び外国滞在中の住所（居所）が確認できる書類を添付すること。  
 ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。  
 ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

第2号様式

配偶者同行休業承認申請に係る申出書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

(申請者)

所 属

職

氏 名

私は、配偶者同行休業の申請に当たり、職務に復帰した後、継続して勤務する意思があることを申し出ます。

第3号様式

配偶者同行休業承認（期間延長）申請に係る所属長意見書

（所属長） 職  
氏 名

申請者に係る配偶者同行休業の承認（期間延長）に対する意見は、次のとおりです。

適当である。

代替の臨時的任用職員については、

確保できる（確保できる見込みである。）。

確保できないが、業務の遂行に支障がない。

不要である。

不適當である。

（理 由）

（注） 該当する□に√印を記入し、承認（期間延長）申請が不適當である場合には、その理由を具体的に記入すること。

配偶者同行休業失効・終了届

年 月 日

大分県警察本部長 殿

(申請者)  
所 属  
職  
氏 名

次の事由により、配偶者同行休業の承認が（  失効  終了 ）する（した）ので届け出ます。

1 届出の事由

(失効事由)

- 休業に係る配偶者が死亡した。
- 休業に係る配偶者が、自身の配偶者でなくなる（なくなった）。
- 休業に係る配偶者と生活を共にしなくなる。

(取消事由)

- 休業に係る配偶者が外国に滞在しないこととなる。
- 休業に係る配偶者が外国に滞在する事由が、条例第 4 条に規定する配偶者外国滞在事由に該当しないこととなる。
- 産前産後休暇を取得する。
- 育児休業を行う。

(その他)

- 職務への復帰を希望する。
- その他（ ）

2 届出の事由が発生する（した）日

年 月 日

(注) 該当するに√印を記入すること。



配偶者同行休業状況変更届

年 月 日

大分県警察本部長 殿

(申請者)  
所 属  
職  
氏 名

下記のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じた（生じることとなった）ので届け出ます。

記

1 変更の内容

(1) 配偶者の氏名又は職業の変更

(変更後)

氏 名 ( )

職 業 ( )

所属先の名称 ( )

所 在 地 ( )

(2) 配偶者の外国滞在事由又は外国滞在事由の継続する期間の変更

(変更後)

外国滞在事由 ( )

滞在中の所属先名称 ( )

所 在 地 ( )

滞在事由の継続する期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）の変更

(変更後)

住所(居所) ( )

2 変更が生じた（生じる）日

年 月 日

(注) ① 「(2) 配偶者の外国滞在事由又は外国滞在事由の継続する期間の変更」について

- ・変更後の配偶者の外国滞在事由又は外国滞在事由の継続する期間が確認できる書類を添付すること。
- ・配偶者の外国滞在事由の変更の場合、当該変更後の事由は引き続き条例第4条に規定する配偶者外国滞  
在事由に該当し、かつ、6月以上にわたり継続するものとする。

② 「(3) 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）の変更」について

- ・変更後の住所（居所）が確認できる書類を添付すること。

② 該当する□にはレ印を記入すること。